

令和8年度

加古川市子ども食堂推進補助金

事務手引

担当

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所

子ども部子ども政策課

TEL 079-427-9251（直通）

書類提出先

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町177-12

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会

地域福祉推進課まちづくり・ボランティア推進係

TEL 079-424-4318（代）

令和8年4月1日作成

令和8年度加古川市こども食堂推進補助金について

(1) 概要

こどもの居場所づくりの推進を目的として、加古川市内でこども食堂を運営する団体又は個人に対して、予算の範囲内において交付する補助金です。

(2) 対象要件

以下の要件のすべてを満たす団体または個人に助成します。

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに市内でこども食堂を開催していること
- 市内のこども食堂で1回の開催につき10人以上の参加が見込まれること。
- 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- こども食堂を開催する場所において飲食店の営業許可を受けていること、もしくは所管の保健所と相談のうえ、衛生管理面で適切な配慮ができていること。
- 参加者に対し、こども及び家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じて関係する機関につなげること。
- 法令及び公序良俗に反する活動を行わないこと。
- こども食堂開催時において、営利を目的とする活動を行わないこと。
- 選挙活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- 加古川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない団体又は個人であること

- (3) こども食堂に参加したこども一人あたり 150 円を乗じた金額が補助金の額となります。なお、1団体あたりの年間の補助上限額は10万円です。
18歳未満をこども、18歳以上を大人として計上してください。
(高校3年生の学齢の場合は、こどもとします。)

(例) こども 30人 大人 20人が参加した場合

$$30人 \times 150円 = 4,500円$$

※大人の参加者は補助対象にはなりません。

※こどもから利用料金を徴収した場合は補助金支給対象外となります。

(4) 申請手続の流れ

① 年間計画書の提出

今年度のこども食堂の年間計画書（様式第1号）を加古川市社会福祉協議会に令和8年4月15日（水）までに提出してください。

※年度途中に加古川市こども食堂ネットワークに登録された場合は、所定の日までにご提出ください。

② 開催準備

こども食堂の開催に必要な食材や容器・調理器具等の消耗品を購入します。

③ こども食堂の開催

1回の開催ごとに活動記録をこども食堂開催報告書（様式第3号）に作成してください。

④ 補助金の申請

下のスケジュールを目安に補助金を支給しますので、申請締切日までに次の書類を加古川市社会福祉協議会に提出してください。

※申請締切日を過ぎた場合でも年度内であれば受付はします。

- 補助金交付申請書兼請求書（様式第2号） 1枚
- こども食堂開催報告書（様式第3号） 開催回数分
（当日の開催内容がわかるような写真やチラシを一緒に提出してください。）

申請スケジュール

区分	申請締切日	支給日
前期分 4～9月開催分	令和8年10月13日	令和8年11月上旬
後期分 10～3月開催分	令和9年3月10日（注）	令和9年3月末
臨時分 後期分の申請締切日以降の開催分	令和9年3月31日	令和9年5月上旬

（注）申請締切日までの開催完了分を申請してください。

⑤ 補助金の交付

審査の結果、補助することが決定した場合は、市より交付決定兼確定通知書（様式第4号）を郵送し、指定された口座に補助金を振り込みます。

(5) Q & A

補助対象要件

Q		A
1	運営スタッフの人数に決まりはありますか？	特に決まった人数要件はありません。受入人数に応じて適正にスタッフの人数を確保してください。
2	市外の方を受け入れても大丈夫ですか？	問題ありません。
3	実施場所に決まりはありますか？	加古川市内で参加者が食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保してください。また、同一の部屋での確保が難しい場合、隣接する部屋等を使用する方法でも構いません。
4	食品衛生に関する規程はありますか？	営業許可を保有していない場合は、加古川健康福祉事務所と事前に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求めてください。
5	1日のうちに朝、昼、晩と3食提供したときの対象回数はどうなりますか？	日単位の補助金支給となりますので開催回数は1回となります。
6	お弁当などのテイクアウトであっても補助の対象となりますか？	対象となりますが、こどもの居場所づくりが当補助金の目的ですので、感染症対策を行ったうえでこどもと交流できるように努めてください。
7	10人以上を見込んで開催したが、参加人数が10人以下の場合は、対象外となりますか？	対象となりますが、参加者数が10人以下の月が続く場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

その他

Q		A
1	補助金の振込先の口座に決まりはありますか？	運営団体が法人の場合は法人名義の口座としてください。法人格を有していない場合でも団体名義の口座を使用してください。 例) ○○食堂 代表 □□ □□
2	参加者名簿は任意の様式でもいいですか？	こども食堂開催報告書(様式第3号)の参加者名簿に記載の内容が入っている場合は可とします。

3	開催状況のわかる写真や広報に用いたチラシ等は必ず必要ですか。	開催状況の確認のために開催日に応じて、必ず提出してください。
4	年間計画書を提出していない場合は、補助金の申請はできませんか？	年間計画書を提出していない場合は、補助金の申請はできません。ただし、年度の途中で加古川市こども食堂ネットワークに登録された場合は、所定の日までにご提出ください。
5	予算に達した場合は、年度途中でも補助金は打ち切られますか？	予算に達した場合は、年度途中でも補助金の申請を終了させていただきます。